二百四十号）第十条第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）が九十日以下」に、「（規則第五十八条第一号若しくは第二号又は第六十二条の三第一号若しくは第二号に定める者である期間に係るものに限る。）が九十日を超える」を「が九十日を超える」に改める。

第二号の表中「（規則第五十八条第一号若しくは第二号又は第六十二条の三第一号若しくは第二号に定める者である期間に係るものに限る。）」を削る。

第二条　後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一号の表中「（規則第三十五条第一号又は第四十条第一号に定める者である期間に係るもの

に限る。）が九十日以下」を「（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十八条第一号又は第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ又は規則第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）が九十日以下」に、「（規則第三十五条第一号又は第四十条第一号に定める者である期間に係るものに限る。）」を削る。

○農林水産省告示第八百六十号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条の二第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十五年十二月二十四日農林水産省告示第三千九十六号（衛星船位測定送信機による位置の報告義務について海域及び報告の方法を定める件）の全部を次のように改正し、南インド洋漁業協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

平成二十六年六月三十日

農林水産大臣　林　芳正

指定漁業	海域	報告の方法
一　遠洋底びき網漁業	漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）第一項第三号に規定する遠洋底びき網漁業の海域のうち、我が国の排他的経済水域及び内水から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）を除く海域	六時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。
二　大中型まき網漁業	イ　インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第二条に規定する海域（以下「インド洋協定海域」という。）	四時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。
	ロ　次に掲げる海域を除く海域 (1)　インド洋協定海域 (2)　我が国の排他的経済水域、領海及び内水から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）	六時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。
	イ　インド洋協定海域	四時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。
	ロ　次に掲げる海域を除く海域 (1)　インド洋協定海域 (2)　我が国の排他的経済水域、領海及び内水から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）	六時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。
	三　遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業	

○農林水産省告示第八百六十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年五月十九日　第四号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

エヌ・ティー・アイ（ＮＴＩ）ノルウェー王国　オスロ市　フォーシュクニングスヴェイエン三Ｂ

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

製材、枠組壁工法構造用製材及び集成材

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

ノルウェー王国　オスロ市　フォーシュクニングスヴェイエン三Ｂ

○経済産業省告示第百四十二号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十六条の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充

第四条第一項第一号の表北陸電力株式会社の項中「四・三七円」を「四・四一円」に改め、同表中国電力株式会社の項中「六・三六円」を「六・四二円」に改め、同項第二号イ中「八・三〇円」を「八・三一円」に改め、同条第二項第一号の表北陸電力株式会社の項中「七・〇一円」を「七・〇八円」に改め、同表中国電力株式会社の項中「七・八五円」を「七・九二円」に改め、同項第二号イ中「一〇・五二円」を「一〇・五三円」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十六年六月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。